

草津川跡地公園（区間4）JR 上部 遊具等設置工事（設計・施工）プロポーザル（公募型）
発注者の要求事項

1 工事内容等

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 複合遊具等の設計、製作、設置工事 | 一式 |
| (2) 日陰施設等の設計、製作、設置工事 | 一式 |
| (3) 安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等） | 一式 |
| (4) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等） | 一式 |
| (5) 広場の利用に関する注意看板等製作設置工事（駐車場案内看板含む） | 一式 |

※設置は基礎を含む。

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

【目的物に関する事項】

(1) 契約上限額

34,991,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、上記金額の内訳は下記を想定しているが、各々の契約上限額を制限するものではない。

複合遊具等：19,998,000円

日陰施設等：14,993,000円

(2) 設置箇所

草津市草津一丁目他地内（草津川跡地公園（区間4）JR 上部内）

(3) 敷地面積

約150㎡以上

（複合遊具は原則、資料2において赤色で示すエリア（安全領域含む）とするが、青色で示す範囲への追加提案も可能とする。）

(4) 設置予定施設等

① 複合遊具 1基以上

② 日陰施設 50㎡以上

③ その他（契約上限額の範囲内で娯楽性、安全性、施工性等の向上に必要な公園施設の積極的な追加提案を行うこと。）

(5) 遊具等仕様

① 遊具の対象年齢は、6歳～12歳とする。

※複合遊具追加提案等設置可能箇所を含めた提案も可能とする。

② 遊具の使用期間が長寿命化するよう耐久性のある材料で構成されていること。

③ 遊具等は、維持管理（交換・修理・点検）がしやすい材質・構造とする。

④ 草津川跡地公園は、高質なガーデン空間として整備していることから、その空

間と調和のとれるよう、複合遊具・日陰施設・看板等は原色や具象的なモチーフを多用や主要な部分に採用せず、周囲の環境と調和する配色・仕上げの仕様を取り入れること。(例：複合遊具には de 愛ひろばに隣接していることから、歩道橋高欄の再生木材表層仕上げ(サンディング仕上げ・ダークカラー)同等程度の仕上げを含むことを想定している。)

- ⑤ 遊具の規準として、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(国土交通省)や「遊具の安全に関する基準(最新版)」(一般社団法人日本公園施設業協会)に適合すること。
- ⑥ 遊具からは5人以上がJR琵琶湖線を望めることとし、眺望する際の高さは3.6m以上とすること。
- ⑦ 「地域資源を活用した駅前まちづくりに関する協定書(資料3)」に基づき、両施設の利用促進と地域の活性化や鉄道の利用促進などが図られる設えを取り入れること。
- ⑧ 日陰施設は機能性、デザイン性、耐久性、安全性を兼ね備えているものとし、50㎡以上設置すること。
- ⑨ 複合遊具・日陰施設・看板等はJR施設、線路敷へ飛散しない構造とすること。
- ⑩ 日陰施設は遊具設置想定箇所の周囲にあるコンクリートベンチに幅2.5m×長さ20m以上のものを設置することを想定している。その他の場所(資料2において青色で示すエリアとする。)への設置についても提案可能とするが、その場合は、同等以上のベンチを設置すること。
- ⑪ 遊具等設置箇所の直下にはJR琵琶湖線のボックスカルバートが存在することから、基礎の厚みは700mm程度(掘削深さ約1.0m以内)とすること。
- ⑫ 周囲のコンクリートベンチと近接することから、転倒時等における安全措置を講じること。

(6) 配慮事項

- ① 草津川跡地公園のさらなるにぎわい創出が期待できる遊具等にすること。また、安全性を確保する遊具等にすること。
- ② 基礎は、土砂の流出等による露出がない構造とすること。
- ③ 遊具等設置に付随し、必要な整地工事があれば、契約上限額の範囲内で対応すること。
- ④ 遊具を利用するこどものニーズや環境に応じた遊具等にすること。

【施工に関する事項】

(1) 工期

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(2) 工事計画

工程計画表、施工計画書等については、任意様式により別途提出すること。

(3) 建設副産物

現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。

(4) 施工中の安全確保

作業及び周辺の安全確保を第一とすること。

(5) 配慮事項

- ① 工事の実施に伴い影響を受けた公園施設は、原状機能を回復すること。
- ② 草津川跡地公園内において、他工事や維持管理、イベント等を実施しているため、地域住民や指定管理者、民間活動エリア事業者等と綿密に調整を行うこと。
- ③ 遊具等設置にあたり、既存構造物等が支障となる場合、市と協議のうえ受注者の費用負担において機能復旧を行うこと。
- ④ 遊具等設置に当たり、JR 上部による施工であることから、施工時に必要となる手続き等について受注者は責任をもって確認の上、履行すること。
- ⑤ 日陰施設設置に当たり、建築基準法に基づく手続きが必要である際は、受注者は責任をもって履行すること。また、その他にも工事着手前および施工中、施工完了後に行う諸官庁へ届出する必要書類等がある場合、受注者は責任をもって履行すること。申請に伴う費用は受注者が負担し、申請・許可は工期内に工事完了できるように進めること。
- ⑥ 特記仕様書（資料4）に定める事項を適切に実施すること。

3 提案を求める範囲

<必須事項>

(1) 複合遊具の設計・製作

一式

①目的物の構造形式

レイアウト等の目的物の構造形式を提案により求める。

②デザイン

提案目的物の概要図（背景色は白色とし、実際に設置する遊具等に準じた完成予想図とすること。また、子供の身長設定は120cm、配置する人数は実際の使用想定人数を上限とすること。）を提案により求める。

③維持管理

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。

(2) 複合遊具の設置

一式

①現地条件を踏まえた施工計画の提案を求める。

(3) 日陰施設等の設計、製作、設置工事

一式

(4) 安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等）

一式

(5) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等）

一式

(6) 広場の利用に関する注意看板等製作設置工事（駐車場案内看板含む）

一式

①既存案内看板（de 愛ひろば EV 前）の部分張替え（JR 上部公園範囲および遊具の明示）を含む。

※設置は基礎を含む。

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

<提案可能事項>

- (1) より幅広い年齢を対象とした遊具施設
- (2) その他、遊具を利用するために必要となる施設
- (3) インクルーシブ遊具や健康遊具などより多くの人に広く親しまれる機能の追加

4 施工条件

(1) 搬入道路

公園内の一部舗装等は車両の通行を想定していないため、搬入車両によっては養生が必要となる。搬入の際は、監督職員と協議の上、実施すること。

(2) 施工時間帯

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。
ただし、監督職員が認める場合はこの限りでない。

(3) 仮囲い等

当該箇所は駅近傍の歩行者交通の多い公園での作業となることから、仮囲いについては B 型バリケード (高さ 1.8 m 以上) の工事用フェンスによる仮囲いを設置の上、第三者が容易に侵入できない構造とし、工事現場と歩行者通行部分の分離を図ること。

(4) 自転車歩行者専用道路の確保

当該箇所は 2 本の市道 (通路) に隣接した箇所での作業となることから、原則、どちらか一方の市道の通行を確保すること。

(5) 当該工事の工事車両は、草津川跡地公園 (区間 5) de 愛ひろばの駐車場を利用しないこと。また、駐車場所は受注者の責任をもって確保し、受注者が費用負担すること。

5 資料

- ・ 位置図 (資料 1)
- ・ 設置箇所図 (資料 2)
- ・ 協定書 (資料 3)
- ・ 特記仕様書 (資料 4)
- ・ 参考図面 (資料 5)
- ・ サイン・看板仕様書 (資料 6)
- ・ 草津川跡地デザインガイドライン (資料 7)